

## 『支援を得てわたらしく生きる！ 24時間ヘルパー介護を実現させる障害者・難病者・弁護士たち』

介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット 編 山吹書店 2,000円(本体)

### 裁判をせずに行政を動かす 実践的な方法を学ぶことができる

会員 平河 有里 (62期)



「介護支給量訴訟」という言葉をご存知でしょうか。

介護を必要とする障害者に対する行政からの介護支給量が足りない場合に、行政を相手方として介護支給量に関する決定の義務付けなどを求める訴訟のことです。

代表例として、和歌山ALS（筋萎縮性側索硬化症）訴訟判決（和歌山地裁平成22年（行ウ）第11号）があります。某市のALS患者に対する介護給付費支給決定について、支給量が月542.5時間（1日あたり17時間半）を下回らない決定をしないことが裁量権の逸脱濫用になるとして、決定の一部を取り消すとともに、上記限度で支給決定をするよう義務付ける判決が言い渡されました。

この判決は介護支給量の不足に悩んできた障害者に勇気を与え、今後支給量の増加を求める相談が増えていくことが予想されます。

しかしながら、介護支給量に関する相談に対して、自信をもって対応できる弁護士は、残念ながら多くはないでしょう。介護支給量訴訟を実際に経験したことのある弁護士は少なく、福祉については専門外であるなどの理由から、受任を躊躇してしまうかもしれません。

このように福祉の分野に知見のない弁護士であっても、本書を読めば、介護支給量の不足を解決するために、どのように取り組めばよいのか、具体的かつ実践的な方法を知ることができます。

本書は、裁判ではなく、行政との交渉や審査請求により成果を挙げることができた10の事例について、実際に代理人を担当した弁護士たちの詳細な報告をまとめたものです。

編者である「介護保障を考える弁護士と障害者の会

全国ネット」は、可能な限り裁判によらずに解決できるような行政交渉と、それに向けた立証活動を行っていくことを基本として活動をしているそうです。

裁判は、当事者にとって経済的、精神的な負担を伴うものであり、障害者にとっては、その負担はより大きくなるでしょう。裁判をすることなく権利を実現できるのが本来のあるべき姿ともいえます。

本書の10の事例を通じて、障害当事者とその関係者のおかれている切実な状況の一端を知ることができます。介護支給量が足りないことにより、障害当事者は意に沿わないおむつの使用を強制されたり、長時間痛みを我慢しながら同じ姿勢を取り続けなければならないなど、肉体的精神的な苦痛に耐えています。また、家族に過度な介護の負担が生じたり、ヘルパーを派遣している介護事業所がボランティアでヘルパーを派遣するなど網渡り的な対応を余儀なくされています。このように明らかに解決すべき問題があり、障害当事者が介護支給量を増やしてほしいと長い間何度申し入れをしても、行政は全く動かないという厳しい現実があります。

行政を動かすためには、弁護士が代理人となって常に訴訟を辞さない構えを示すこと、障害当事者と支援者と協力し合うこと、弁護士は一般民事事件の事件処理と同じように、当事者らからの聴き取りや情報収集を十分に行って、事案に応じて創意工夫をしながら熱意をもって主張立証活動を行うことが重要であると感じました。また、地域で先駆的な実例が出たことにより他事案にプラスに影響した例の紹介もあり、行政は先例を重視することから、情報共有が大切であることが分かりました。

是非ご一読をお勧めします。